

(別表 1)

区分	補助対象経費	補助金の額					
介護テクノロジーの導入支援	【ア 「福祉用具情報システム」 （（公財）テクノエイド協会が提供。以下「TAIS」という。）に掲載された介護テクノロジー】 TAIS において「介護テクノロジー」として選定された機器等を導入する際の経費を対象とする。 <福祉用具情報システム> （掲載先：https://www.techno-aids.or.jp/ServiceWelfareGoodsList.php）	（ア）1 機器につき、左の経費の実支出額に補助率 5 分の 4 を乗じた額を算出する。ただし、算出した額に千円未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てるものとする。					
	【イ 介護ソフトの定着促進】 介護ソフトの定着を促進する費用として、介護ソフトの導入に伴い一体的に使用するためのタブレット端末の購入費用やWi-Fi 環境整備に必要な経費等を対象とする。 「介護ソフト定着促進費用」の例： ・介護ソフトと一体的に使用するための情報端末（PC、タブレット端末（※リース費用含む）） ※リース費用については、令和 8 年度中に必要な経費のみを対象とする。 ・介護ソフトを利用するための Wi-Fi 環境を整備するために必要な経費（配線工事（Wi-Fi 環境整備のために必要な有線 LAN の設備工事も含む）、モデム・ルーター、アクセスポイント、システム管理サーバー、ネットワーク構築等） ・介護ソフトの導入前後に行うベンダーによるサポート費用 等	（イ）（ア）で算出した額と、次の表の①欄に定める機器等に応じた②欄の基準額とを比較して、少ない方の額以内の額を補助金の額とする。					
	【ウ その他】 アによらず、以下①および②に該当する機器等を対象とする。 ① 申請ができていない等の理由で TAIS に掲載されていない機器で、上記アの介護テクノロジーと機能等が同水準と県が判断した機器等 ② 介護従事者の身体的負担の軽減や、間接業務時間の削減等の業務の効率化など、介護従事者が継続して就労するための職場環境整備とし	表 1 介護テクノロジーの導入支援 <table><tr><th>①対象経費の種類</th><th>②基準額</th></tr><tr><td> 【ア TAIS に掲載された介護テクノロジー】 「移乗支援（装着型・非装着型）」「入浴支援」に該当する機器、「介護業務支援」に掲載されているインカム 【ウ その他】 ①のうち「移乗支援（装着型・非装着型）」「入浴支援」に該当する機器、「介護業務支援」に掲載されているインカム、②のうちバックオフィスソフト以外 </td><td>100 万円</td></tr><tr><td> 【ア TAIS に掲載された介護テクノロジー】 「介護業務支援」に掲載されている「介護ソフト」 【ウ その他】 ①のうち「介護業務支援」に該当する介護ソフト、②のうちバックオフィスソフト </td><td>表 3 の 2 による</td></tr></table>	①対象経費の種類	②基準額	【ア TAIS に掲載された介護テクノロジー】 「移乗支援（装着型・非装着型）」「入浴支援」に該当する機器、「介護業務支援」に掲載されているインカム 【ウ その他】 ①のうち「移乗支援（装着型・非装着型）」「入浴支援」に該当する機器、「介護業務支援」に掲載されているインカム、②のうちバックオフィスソフト以外	100 万円	【ア TAIS に掲載された介護テクノロジー】 「介護業務支援」に掲載されている「介護ソフト」 【ウ その他】 ①のうち「介護業務支援」に該当する介護ソフト、②のうちバックオフィスソフト
①対象経費の種類	②基準額						
【ア TAIS に掲載された介護テクノロジー】 「移乗支援（装着型・非装着型）」「入浴支援」に該当する機器、「介護業務支援」に掲載されているインカム 【ウ その他】 ①のうち「移乗支援（装着型・非装着型）」「入浴支援」に該当する機器、「介護業務支援」に掲載されているインカム、②のうちバックオフィスソフト以外	100 万円						
【ア TAIS に掲載された介護テクノロジー】 「介護業務支援」に掲載されている「介護ソフト」 【ウ その他】 ①のうち「介護業務支援」に該当する介護ソフト、②のうちバックオフィスソフト	表 3 の 2 による						

て有効であり、介護サービスの質の向上につながると県が判断した機器等	【ア TAISに掲載された介護テクノロジー】又は	30万円
	【ウ その他】①の機器等のうち上記以外	
「その他」と認められる例： ・バックオフィスソフト（電子サインシステム、給与、勤怠管理等）等	【イ 介護ソフトの定着促進】	導入する介護ソフトの経費と合わせて表3の3による ※別表2と合わせて対象とする場合、別表2の上限に15万円を加算

●介護ソフト以外の介護テクノロジーを利用するためのWi-Fi環境を整備するために必要な経費（配線工事（Wi-Fi環境整備のために必要な有線LANの設備工事も含む）、モデム・ルーター、アクセスポイント、システム管理サーバー、ネットワーク構築等）
●介護ソフト以外の介護テクノロジーの利用にともなって導入するPC、タブレット端末等
・介護ソフトについては、介護事業所等の業務を支援するソフトウェアであって、記録業務、情報共有業務（事業所内の情報連携のみならず、居宅サービス計画やサービス利用票等を他事業所と連携する場合を含む。）、請求業務を一気通貫で行うことが可能となっているものであること（転記等の業務が発生しないものであること）とする。
なお、既に導入している介護ソフト等と組み合わせ

表3 介護ソフトの基準額
職員数に応じて必要なライセンス数変動するなど、職員数により合計金額が変動する契約で、介護ソフト及びバックオフィスソフトのみを導入する場合は、①欄に定める区分ごとに②欄に示す基準額、介護ソフトの導入と合わせて【イ 介護ソフトの定着促進】を活用する場合は①欄に定める区分ごとに③欄に示す基準額、それ以外の方式の契約の場合は一律250万円、介護ソフトの導入と合わせて【イ 介護ソフトの定着促進】を活用する場合は265万円を基準額とする。
なお、訪問介護事業所等の居宅サービス事業所又は居宅介護支援事業所（介護予防も含む。）であって、令和8年度中に「ケアプランデータ連携システム」により5事業所以上とデータ連携を実施する場合は、基準額に5万円を加算することとする。

表3		
① 職員数	② 基準額	③ 基準額
1名以上10名以下	100万円	115万円
11名以上20名以下	150万円	165万円

せて一貫通が実現できていれば補助対象とする。 また、「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」の趣旨を踏まえ、システム更新の際の移行を迅速に行えるように、介護記録等のデータについては、CSV ファイル、JSON ファイル等、変換が容易なデータ形式で出力・入力できる機能を備えていることが望ましい。 機能の詳細は、メーカーが提供するカタログ等の他、別途厚生労働省が情報提供する「介護ソフトの機能調査結果」を参考にする。 ・居宅介護支援事業所、介護予防支援事業所、居宅サービス事業所、介護予防サービス事業所が介護ソフトを申請する場合については、上記に加えて下記①を要件とする。 また、施設サービス事業所、地域密着型サービスにおける地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護事業所が介護ソフトを申請する場合については、上記に加えて下記②を要件とする。 なお、施設サービスとは介護福祉施設サービス、介護保健施設サービス及び介護医療院サービスをいう。 ①公益社団法人国民健康保険中央会（以下、「中央会」という。）が実施するベンダー試験結果及び厚生労働省が情報提供する「介護ソフト機能調査」の結果において、（１）「ケアプランデータ連携標準仕様」に準じた CSV ファイルの出力・取込機能を有していること、（２）中央会が運営する「ケアプランデータ連携システム」の活用促進のためのサポート体制が整っていることが確認できるものであること。 ケアプランデータ連携標準仕様ベンダーテスト HP 掲載先： (https://www.kokuho.or.jp/system/care/careplan/) ②厚生労働省が情報提供する「介護ソフトの機能調査結果」において、科学的介護情報システム（LIFE）について に掲載されている「CSV 連携仕様書（LIFE）」に準じた CSV ファイルの出力	21 名以上 30 名以下	2 0 0 万円	2 1 5 万円
	31 名以上	2 5 0 万円	2 6 5 万円

（注１） 職員数には、訪問介護員等の直接処遇職員だけでなく、ＩＣＴの活用が見込まれる管理者や生活相談員等の職員も算入して差し支えない。

（注２） 職員数については、申請時点における常勤換算方法により算出された人数（「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」（平成 11 年 3 月 31 日厚生省令第 37 号）第 2 条第 8 号等の規定に基づいて計算した人数とし、小数点以下は四捨五入するものとする。）とするが、居宅を訪問してサービスを提供する職員（訪問介護員、居宅介護支援専門員等）及び管理者や生活相談員等の職員については、従事する職務の性質上、実人数（常勤・非常勤の別は問わない。）としても差し支えない。

	機能を有していることが確認できるものであること。	
--	--------------------------	--